1.「狛文書の概要」

副主查 田中 淳一郎

1 狛文書とは

木津川市山城町上狛を本拠地とした国人狛 氏は、山城国一揆でも中心的な役割を果たし た、南山城を代表する国人の一人として知ら れている。

狛文書は、この狛氏に関係した古文書群で、応仁・文明の乱の時期から、織田信長に仕えていた時期までの文書が中心となっている。南山城の国人に関する古文書は非常に少ないことから、狛文書は、この時期の南山城の歴史を明らかにする上での、たいへん貴重な資料となっている。内容は、目録の通り25通で、平成23年度に京都府指定文化財となった。

狛文書は、昭和8年(1933)に京都大学で 影写本が作られた際、この25点で「狛文書 続編」として整理され、学界でも周知されて いる。したがって、一部に狛氏と直接関係な い文書も含まれているが、周知の一群という ことで、この文書群全体を狛文書としてい る。

2 国人狛氏

文書の内容に入る前に、簡単に狛氏の来歴 について、述べておきたい。

狛氏は、出自は明らかにならない。『大乗院日記目録』の嘉吉2年(1442)11月11日条に「狛下司」として見えるのが、最も古い記録である。興福寺大乗院領狛野莊の荘官であった者が、地名を取って狛氏を名乗るようになったものと考えられる。

狛氏は、狛野荘南荘いわゆる上狛の、大里 環濠集落を本拠地とし、有力名主等と被官関 係を結んでいたようで、狛下司の代官として は、林氏、中村氏などの名前が見える。良く 知られているように、狛野荘北荘、のちの椿 井村には椿井氏がおり、同様に大西氏、延命 寺氏、高林氏などを被官としていたようであ る。また、狛氏は、室町幕府管領細川家の被 官となっていたようで、応仁・文明の乱では 畠山政長の東軍方に属した。これに対して、 椿井氏は、西軍方であり、畠山義就や古市澄 胤方に属していた。

山城国一揆成立にあたっては、重要な役割を果たしたものと考えられるが、国一揆に重なる時期の古文書は残されておらず、確実なところは不明である。

国一揆崩壊後も上狛に居住し、戦国期は、 木津氏や大和の筒井氏などと行動を共にして いる。その後、織田信長に仕える。このころ の狛氏の当主は狛秀綱で、上狛の西福寺に肖 像画を伝えている。秀綱は、信長から、天正 5年(1577)7月に狛野内での当知行が安堵 された。天正10年6月の本能寺の変以降は、 「二君に仕えず」として上狛に隠居し、天正 12年に死去した。その後、狛氏は、江戸時 代になっても上狛村に居住していたが、庄屋 等の村役にはついていない。これは、農民に はならないという意思表示であったと思われ る。寛文11年(1671)正月になり、狛忠政は、 かつての織田家との縁をたよりに、大和国宇 陀郡松山(現宇陀市)藩織田家に出仕する。元 禄8年(1695)の織田家の丹波国氷上郡柏原 (現丹波市)への転封にも供をし、知行100石 を与えられ、明治維新を迎えた。

狛氏は、上狛を去るとき、狛城跡や屋敷等の管理を「狛連中」と呼ぶかつての家臣たちに委ねた。家蔵の古文書も委ねたものと考えられ、現在まで狛連中の人々によって、大切に守り伝えられてきた。狛文書である。

なお、狛文書とは別に、江戸時代の狛氏と 狛連中との間のやりとりを示す書状類も残されている。

3 狛文書にみる戦国期の南山城

狛文書の各文書について、簡単に解説を加

え、狛氏の動向についてみていきたい。 狛文書のなかで、最も古いものが、(1)文明 2年(1470)7月28日付けの細川勝元感状で ある。7月25日の田辺城合戦に細川方とし て参戦し、狛秀が太刀打ちしたものの、被官 人が討ち死にしたことを勝元に報告したこと に対する、勝元からの感状である。

この日の田辺城合戦については、『大乗院 寺社雑事記』7月25日条に、「山城国在々所々 合戦、東方打ち負くと云々」という記載があ る。また、『経覚私要鈔』の7月26日条に、「山 城事、悉く以て大内に降参せしむと云々」「田 那部は悉く焼け了んぬ」とある。これらの記 事から、応仁・文明の乱に西軍として参戦し ていた周防の大内政弘軍と、狛氏等の東軍が 田辺城で合戦となり、東軍方が敗退したこと が知られる。さらに『経覚私要鈔』によれば、 西軍方が狛に陣を取ったために、狛下司氏は 没落したようだ。

- (2)の細川政元奉行人奉書は、管領として幕府の実権を握っていた細川政元の奉行人である飯尾家兼が発給したものである。明応8年(1499)9月の南山城では、畠山政長の子息である尚順が軍勢を南山城に入れたことに対して、細川政元が、これに対抗するために武将赤沢朝経(宗益、沢蔵軒)を出陣させ、細川方の勢力が盛り返していたころである。このため、椿井氏及びその八人衆が没落し、その跡識が、政元から狛孫左衛門尉にあてがわれたことを示す文書である。
- (3)は、享禄3年(1530)10月15日付けの 筒井順興の書状である。当時、順興は、越智 氏との和睦により大和国人一揆体制の盟主の 立場にあった。狛氏は十市郷のなかで、瓜裹 庄、中村庄、成願寺庄、為河庄を与えられ た。中村庄は、現橿原市中町に比定される興 福寺寺務領の荘園、成願寺庄は、現天理市成 願寺町に比定される興福寺一乗院領の荘園で ある。他の2箇所については、現在のところ 不明である。

- (4)の遊佐順盛書状は、成身院筒井順宣に 宛てたものである。遊佐氏は、畠山氏の被官 であり、代々領国の守護代を勤めた。本文書 が狛文書として伝来した経緯は、不明であ る。
- (5)の畠山高政書状は、天文から永禄期の河内守護である畠山高政が、酒匂に宛てたもので、狛氏との関係は明らかにならない。
- (6)の筒井光就・大角信直については、関連資料がなく、詳細はわからない。大角信直は、天文16年(1457)の「大角信直書状」『東寺百合文書』ヲ函149号がある。
- (7)の奈良元吉は、細川氏の被官で、永正 6年(1509)には木津の給人であった(『春日 社司祐弥記』同年2月22日条)。山城国内で の盗人取締を厳重にする旨であり、その頃の ものであろう。
- (8)から(12)は、三好氏に関係する文書である。(8)の牛島義継は、三好氏の重臣である篠原氏の家臣である。
- (9)の三好宗渭書状は、三好三人衆の一人である宗渭(釣関斎)が、永禄11年(1568)の木津平城入城に際して、狛氏に参戦を呼びかけた文書である。三好の木津入城については、『多聞院日記』同年9月14日条に「昨日、釣関斎・香西以下三千ほどにて木津の平城へ入り候」とある。本文書は、三好宗渭の特長的な花押もはっきりしており、横折りという独特の封式がよく残り、古文書学上も注目されるものである。
- (11)の十河存保は、三好長慶の弟三好実休の子であり、長治の弟。十河一存の養子となった。(12)の篠原長重と篠原恕朴は、三好氏の有力家臣。万鶴は三好長治のことか。(11)(12)両通から、狛氏が三好氏に誼を通じていたことがわかる。三好氏は、木津を一つの拠点としようとしていたのであろう。
- (13)の織田信長黒印状は、天正3年(1575) に比定されている。沈香1両(約40グラム) を陣中見舞いに送った礼状である。

(14)の織田信長朱印状は、狛氏への知行 安堵の目録である。延命寺氏は柴田勝家の与 力となり、泉橋寺氏も信長に与しなかったよ うで、同じ上狛に居ながらも狛氏と敵対した 者の分も含めて当知行が認められた点は興味 深い。

(15) は、織田信長黒印状の写しである。 原本は、狛氏が上狛を離れるときに由緒を語 る資料として持って出たものである。「家来 の内四人并延命寺之事」は、信長に与しなかっ た延命寺氏ほか4氏のことを指している。

(16)は、織田信長の側近である堀秀政が、 山城国の蔵入地すなわち直轄領の代官である 武田左吉以下3名に対して、狛氏知行分の内 の泉橋寺分を押さえていることを糺した文書 である。泉橋寺氏の旧領について、狛氏知行 なのか、蔵入地なのか、信長側近のなかでも 認識に差があったことがわかる。

(17)は、寛永11年(1634)正月に京都所司 代から林村に宛てた触書である。内容は、「は てれん門徒」の探索と、牢人の取り締まりで ある。将軍上洛の年で戌年とあることから、 寛永11年と確定される。周防は、京都所司 代板倉重宗。

(18)の織田信長世系図は、織田家の系図で、信長の子信雄から長頼、長通と嗣がれた時点まで書き込まれている。

(19)の狛氏由緒書は、享保8年(1723)に、 狛忠位と親戚である飯田正福が藤堂藩へ提 出したものである。秀綱以前は、「狛山城守 此の節小城これ有り」と一行記すのみであ る。秀綱以降、盛綱、昌綱、忠成となる。忠 位は、狛を離れた忠成の子である。「先祖の 城跡、田畑に仕り、屋鋪跡、今所持仕り、平 右衛門世話仕り、其の外一族家来筋の者年番 致し、数年世話仕り」とあり、狛氏が上狛に 田畑や屋敷地を所持していて、家来筋の狛連 中に世話を頼んでいることがわかる。

上狛を離れて50年ほど後の記録である。

(20)(21)(22)は、江戸幕府重職からの書

状である。狛文書に含まれる経緯は不明。

(23)は、江戸時代後期に、狛氏が、狛氏に伝えられてきた系譜を、上狛の狛連中に伝えたものである。この書状では、信長のころの当主を左京亮綱吉とし、以下、治部左衛門昌綱、次郎左衛門秀綱、孫左衛門忠成としており、(19)由緒書とは、異なっている。この文書では、「祖父孫左衛門、和州へ罷り出ばいる。

この文書では、「祖父孫左衛門、和州へ罷り 出候跡の儀は、貴様御家初め由緒の面々へ城 跡、屋敷跡等の儀、万事御引き受け御取り計 らい下さる様御頼み申し置き、則ち御承知に て当時まで相替わらず預かり御懇切候儀に御 座候」とあり、由緒の面々である狛連中が城 跡等を管理してくれていることに謝意をあら わしている。

(24)の封紙は、細川勝元から狛新三郎宛の感状のものと思われる。新三郎は山城守秀の子で、文明15年(1483)4月16日の狛城の合戦で討ち死にしている。(『大乗院寺社雑事記』同年4月18日条)

(25)は、江戸時代以来、狛文書の包紙として使用されてきたものである。

以上のように、狛文書は、応仁・文明の乱から織豊期に至る、南山城の国人クラスの武士の動向がわかる文書として、たいへん貴重なものである。しかし、『山城町史』などで一部の史料が掲載されているが、文書群全体の紹介がされていないことから、今回、写真と解読文を掲載し、狛文書の全体を紹介することとした。なお、スペースの都合上、一部の文書では、原文書どおりの改行としていない。また、狛氏と直接関係しないと思われる文書については、掲載を省略した。狛文書は、江戸期の狛氏から狛連中に宛てた書状等とともに山城郷土資料館に寄託されており、閲覧利用に供している。活用をお願いする。

本稿作成にあたり、故小林凱之氏から多大 なる協力を受けた。報告を生前に行えなかっ たことが悔やまれる。

狛文書目録

番号	年	月日	文書名	差出人	宛所	料紙	形状	タテ	ヨコ	備考
1	(文明2)	7月28日	細川勝元感状	勝元 (花押)	狛山城守	楮紙	切紙	18.0	36.6	切封
2	明応8	9月13日	細川政元奉行人 奉書	(飯尾) 家兼	狛孫左衛門尉	楮紙	折紙	26.8	44.8	
3	享禄3	10月15日	筒井順興書状	筒井順興 (花押)	狛殿	楮紙	折紙	27.8	45.0	
4		5月27日	遊佐順盛書状	順盛(花押)	成身院	楮紙	切紙	16.6	47.6	切封
5		8月1日	畠山高政書状	高政(花押)	酒匂刑部大夫	楮紙	折紙	27.5	44.8	
6		12月18日	筒井光就・大角 信直連署状	信直(花押)、 光就(花押)	狛孫一	楮紙	切紙	12.4	42.3	封紙あり
7		4月11日	奈良元吉書状	元吉(花押)	狛吉三郎	楮紙	切紙	18.8	45.6	切封、封紙 あり
8	(永禄 11)	2月19日	牛嶋義続書状	義続(花押)	狛吉三郎	楮紙	切紙	14.5	46.0	切封、封紙 あり
9	(永禄 11)	9月16日	三好宗渭書状	釣斎宗渭 (花押)	狛吉	楮紙	折紙	28.2	44.4	
10		12月21日	某秀綱等連署状	馬与右秀綱(花押)・鯰□□□ □(花押)	狛左	楮紙	折紙	27.2	40.9	
11		正月 19 日	十河存保書状	存保(花押)	狛左馬進	楮紙	切紙	15.3	45.0	切封、封紙 あり
12	(元亀元)	10月5日	篠原長重・篠原 恕朴連署状	篠右入恕朴(花押)、篠孫四長 重(花押)	狛左	楮紙	折紙	28.0	43.8	
13	(天正3カ)	8月13日	織田信長黒印状	信長(黒印)	狛左□□ (馬進 カ)	楮紙	折紙	27.1	43.8	
14	天正5	7月10日	織田信長朱印状	(信長朱印)	狛左馬亮	楮紙	竪紙	29.7	46.5	
15		正月 15 日	織田信長黒印状 写	信長在印	狛左馬進	楮紙	切紙	16.5	56.7	
16		5月14日	堀秀政書状	堀久太郎秀政 (花押)	武田左吉、林高 兵衛尉、長坂助 一	楮紙	折紙	27.8	43.0	
17	戌(寛永 11)	正月 28 日	京都所司代板倉 重宗触書	周防(黒印)	林村庄屋百姓中	楮紙	折紙	36.0	53.0	
18	寛文 13	正月 17 日	織田信長世系図	狛昌季		楮紙	切続紙	13.9	245.5	6紙
19	(享保8)		狛氏由緒書			楮紙	切続紙	18.8	101.9	3紙
20		正月 25 日	阿部忠秋書状	阿部豊後守忠秋 (花押)	星野彦三郎	楮紙	切紙	15.7	45.6	
21		7月6日	前田光高書状	松筑前守光高 (花押)		楮紙	切紙	20.2	51.5	後欠
22	(天和元)	11月21日	松平乗久書状	松平和泉守乗久 (花押)	奥田八郎右衛門	楮紙	折紙	37.9	51.6	
23		2月24日	狛孫左衛門書状	狛孫左衛門	小林宇兵衛	楮紙	切続紙	16.6	127.4	4紙
24	年月日未詳		封紙	細川勝元	狛新三郎	楮紙		18.7	10.8	
25	年月日未詳		狛家古状入			楮紙		42.5	35.5	三角形状

(タテ、ヨコはセンチメートル単位)



(一)細川勝元感状(切紙)

可為肝要候、謹言 (切封) (切封) (切封) (切封) 七月廿八日 勝元(花押)(文明二年) (細川)

(三)筒井順興書状(折紙



(四)遊佐順盛書状(切紙

(切封)



の務的一有元

正上マケ下幸

好好大人

十月十分愛名 筒井 成松古在名

此最 正中村五

十市郷之内 成康寺庄·中村庄 成康寺庄·為河庄 司行院、恐々謹言 等候、恐々謹言 中月十五日 十月十五日 前井

筒井

順興(花押)

沙門

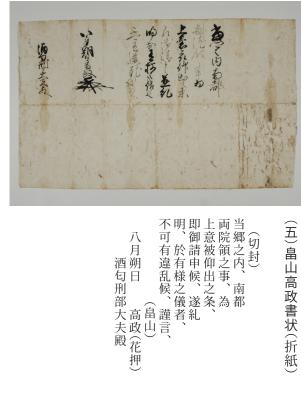
從十住心院、就当月之 機、御巻数給候、目出 視着之至候、仍而北国 院領之事承候、取合 的世知民部丞可申候、次 此方之儀、無珍敷事候、 定自蓮花院可被申候、次 定自蓮花院可被申候、次

成身院 (順宣) 五月廿七 七日 御報 (遊佐) 盛(花押)

奉書、条々令緩怠之弥六以下強入部、雖被弥六以下強入部、雖被弥,然不可以不够不够。 雖被成 (細川) 勝 元

(二)細川政元奉行人奉書(折





(五) 畠山高政書状(折

(七) 奈良元吉書状(切

紙



奈良修理亮

(封紙ウワ書) 狛吉三郎殿 至 敗 徐 本、書 元吉(花押) 猶 向後



(三好宗渭)

狛吉三郎殿 二月十九日

御返報

(八)牛嶋義続書状(切紙

太刀代弐拾疋



殿 御 返報

狛孫一

御札拝見候之条、/具申聞、何も懇披御札拝見候之条、/具申聞、何も懇披御札拝見候之条、/具申聞、所由回 一書之内申□/在之儀共候得共、進分者調可/申由候間、可御心安候、与介方/如御存知、諸事御取乱事/候得共、涯分者馳走被中、則/被調申事候、無御別儀候、然者、御下知之儀、堅被押置候て、/可然存候、御下知之儀者、聽而/可申述候、/彼在所知会遣之通、/是申聞、何も懇披御札拝見候之条、/具申聞、何も懇披御札拝見候之条、/具申聞、何も懇披 謹□/由行 十二月十八日 (筒柱) (大角) 光就(花押) 1(花押)

(六)筒井光就・ 大角信直連署状

(九)三好宗渭書状(折 紙

(封ウワ書)

「狛吉

(松浦肥前守) 吉 いる 釣

うるりませ

物品格松

不

子がなる人は

子编表物

1年宝石

てると

となる ついっとう

100mg

ないとすい

~ 大大大

といいっき

拍吉□□□□

(十)某秀綱等連署状(折

念召 頼遣

存候、

恐々謹言、

候、

十二月廿

日

秀綱(花押) 馬与二(*花*

候而

狛 左 御報

宗渭(花押) 紙

> 路内子を たりんでき 生るなりの たとう 25/4

封紙ウワ書

恐々謹言、 概有不可有際限候、 所青銅弐十疋 所青銅弐十疋 が自是可令申 本望至候、 本望至候、 **狛左馬進殿** 正月十九日

押

存保(花

河孫六郎 存保

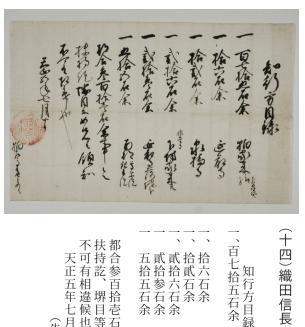
泊左馬進殿 狛左馬進殿

(十一)十河存保書状封紙



(十一)十河存保書状(切紙

-42 -



うしかいるか おもりのあ お動し全地 多多流 打多的名言到 お命国事務的 るるとあるい 産の 多女

(十二)篠原長重・篠原恕朴

恕朴

篠孫四 (花押)

狛 御左報 至其表、各致 相動候之条、釣閑斎 相動解、恐々謹言、 有演説候、恐々謹言、 育演説候、恐々謹言、 でお入(長房) (花押)

(十四)織田信長朱印 状 (竪紙

` 五貳拾拾 拾拾六石 五石 石石 余余

天正五年七月十日 不可有相違候也 不可有相違候也 不可有相違候也 知

狛左馬亮とのへ

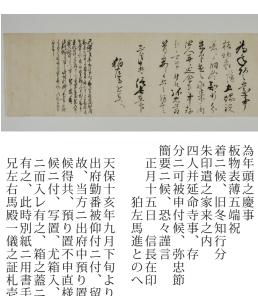
(朱印)

狛家来給 大喜多替地

共

録

来共



(十五)織田信長黒印 1:状写

るる 好生活 是多 李 しまっ

(黒印

(馬進殿力) (馬進殿力) 三日 信長(黒印

(十三)織田信長黒印状(折 紙

(十六)堀秀政書状(折 紙

義哉候知押泉狛 頼、之行之橋左 可間高田寺兵 原 経 禁 進

お格寺からいは

到るないのと 行している

いてるる

るといく

くるあんないろ 本本 之るで わまるから 地方は古世 りなれてし 多るりきん 小人的 生死就 るとかりる はおちても 古城市 Call of 奉 智納 きってのから

Ŧi.

長林武田佐吉田 御殿尉殿 霞 所

((花押)

(十九) 狛氏

山緒

書

七城的河南

同狛

左山

沿海郷之住 が場合と が場合と が場合と が場合と が場合と 神野有之 御影有之 御黒印左京亮江 御黒印左京亮江 御黒印左京亮江 御黒印左京亮江 御大の 神勝庵二一家御影

京城山 宗宗 秀 秀 利 相

相 楽郡

節狛

是マテ頼来候所、一両年以前ヨリ年番ノ内不埒成者一人有之候、平右衛門世話仕り、其外一族家来筋之者致年番数年世話仕り、住仕候、孫左衛門先祖ノ城跡田畑ニ仕り、屋鋪跡今所持仕、悴清介養子ニ成、跡式相続イタシ、平右衛門一所只今狛ニ居清介狛ニテ相果、弟平右衛門存命ニテ狛ニ罷在、平右衛門世

御志山 逢被城 月 狛孫左衛 、 頼越 唯被候 今可以 御下石 人候平中、右 中 書川御 附求逢 進馬御言

候ノ葉、時御

以分懇

上

長 (屋新左衛

> 飯 田 半 正兵忠

福衛位

北梶関様 村田 尾 村伝 蔵 殿田久左衛門殿 六郎兵衛殿 長((ママ))源左 衛門 殿

橡

尾 力

(十七) 京都 紙 所 司 代 板 倉 重 宗 触 書

開展である。現代の一般である。現代の一般である。現代の一般である。現代の一般である。現代の一般である。現代の一般である。現代の一般である。現代の一般である。現代の一般である。現代の一般である。現代の一般である。 程字人 如申、在所二 年、在所二 年、在所二

抱置 候儀

御 念法を法 (候間

`

正月廿八 日 百庄村 姓屋 防 中 無 印

大和 御同郡 御御古奉奉市 代 行行

マテ親ヨリ相勤罷在候之所、唯今牢人之、此一族之内大西清介平右衛門ト申相改、当卯二二拾四歳於于今狛郷一族嫡孫左衛門八歳之時ヨリ継名跡、於于宝永四丁亥歳、於武州江戸病死、織田

牢人ニテ狛郷ニ居住仕也、一族并家来筋之者共数多有一族并家来筋之者共数多有於于今相勤此時孫左衛門ト

同同

孫治

左郎

衛左

門忠

成昌

綱

当孫左衛門父也 狛之西福寺ニ石塔左 有之

有之

治

郎

左衛

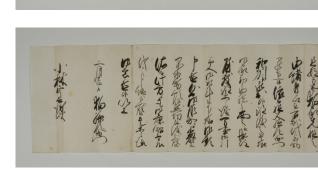
門盛

綱

-44 -

山松田恵本が上初か 本代公公公公公公 ははないでかきめる 北京記述 的 248人に務成をいる 及然而去於後衛生 以此場上在此次 きるると後と春 明公子が母を花ったと 的分子 将本 後在食色版三名 光 秀 译松 信本以外 むをするる

2十七年後後 山本でなるるる む君守了る波を かかからなる 山横身人之正式公司 となるないというという 小在人人也被此 大公司是北京 古北色成於 た成ともりれるるい 李紫春春春春 考まりの治路を最 本人なまいなるる 这一年 是我主義 いいまであかけると 多ななんなんな 北京 いかかのは



(二十三)狛孫左衛門書状

本紙得御意候、 承伝候ケ条、

一山城国相楽郡上狛城主狛左京亮綱吉、織田信長二仕、致居城罷門和州江罷出候跡之儀は、貴様御家初由緒之面々江城跡屋敷衛門和州江罷出候跡之儀は、貴様御家初由緒之面々江城跡屋敷留致寺務来候、勿論治部左衛門昌綱時代、貴様御宗初由緒有之面々江城跡屋敷で、右玉台寺は狛家代々并其御家初由緒有之面々より諸事得差好家先祖之由緒旁ヲ以被召出、代々相勤罷在候、佐而祖父孫左衛門和州江罷出候跡之儀は、貴様御家初由緒有之面々より諸事得差が家先祖之由緒旁ヲ以被召出、代々相勤罷在候、依而祖父孫左衛門和州江罷出候跡之儀は、貴様御宗初由緒之面々正談之上、石玉台寺は狛家代々并其御家初由緒有之面々上、五世を大祖が上、大文田と、一山城国相楽郡上狛城主狛左京亮綱吉、織田信長二仕、致居城罷代々申継二個座候、是等之趣御意置候、以上 狛孫左衛門

小林宇兵衛様二月廿四日

(二十四)封紙

(八)牛嶋義続書状封紙

牛嶋神九郎

(封紙ウワ書)「

筒井神介 大角民部永

(封紙ウワ書)「

□ 孫

御返報

信直

(六)筒井光就・大角信直連署状封紙

伯吉三郎殿 御返報



写為多

かとうないたん 多

(封紙ウワ書)「狛新三郎殿 勝 元